

草津町町長 黒岩信忠 様

2025 年 10 月 15 日

お詫び

一般社団法人 Spring

共同代表 田所由羽・早乙女 祥子

東京都千代田区平河町一丁目 6 番 15 号 US ビル 8 階

2025 年 9 月 29 日、前橋地裁は新井元草津町町議が名誉毀損と虚偽告訴の罪に問われている刑事裁判において、有罪判決を言い渡しました。

当団体は 2020 年 12 月 11 日、黒岩草津町長から性被害を受けたと訴えた新井元草津町町議がリコールされたことに抗議する「草津町フラワーデモ」に賛同し、新井元町議に連帯を示しました。その際、当時の山本初代代表理事が草津町議会への抗議を表明し、SNS にて著しく不適切な言葉で非難しました(ここでその表現を再度記載することは、多くの方を傷つけることとなるため不記載とします)。

2023 年 11 月 15 日の報道において、元町議自ら、訴えが虚偽であったことを認め、上記の私たちの行動が、草津町長への人権侵害に加担してしまっていたことが明らかになりました。当時の代表理事の言葉も、それ自体が草津町の印象や尊厳を大きく傷つけるものでした。そのため当団体のウェブサイトで[見解](#)を公表し、お詫びの文章を掲載いたしました。以来、私たちは不適切な選択を取ったことで、個人や関係者の方々をどれほどまでに深く傷つけたのか丁寧に向き合う必要があると考え、団体内で話し合いを繰り返してきました。

虚偽の罪をなすりつけられた個人を批判することは、その人がその人自身であることを否定する行為です。被害を周囲に受け止めてもらえないことや、苦痛を表明する声を疑われるということが、人の尊厳を奥深く傷つけ、生きる力も透明にしてしまうということを、私たちは理解していたつもりでした。しかしながら当団体が示してきた元町議への連帯は、草津町長に対する人権侵害への連帯であったといえます。性的な噂を流すことや、虚偽の性加害を吹聴することは、性暴力の類型のひとつです。害を被る主体は、その性別や、個人であるか集団であるかを問いません。元町議による虚偽の訴えに端を発した一連の出来事において、草津町長への批判は膨れ上がり、これにより町長のみならず、草津町の印象や尊厳までも傷つけることとなりました。町長のご指摘されるように、このようなことが生じれば、現に存在する性暴力被害当事者が、社会に向けてより声を上げにくくなるという深刻な負の影響をもたらす結果にもつながります。

私たちは、今後二度と個人やコミュニティの尊厳を傷つける行為を行ったり、連帯したりしてしまうことのないよう、何度も議論を重ねました。その結果、団体として発信・連帯を行う場合は団体内の審議を経て適切に実施するよう手続きを整備いたしました。この度の出来事を、当団体が忘れることは決してありません。

改めまして、草津町町長黒岩信忠様及び草津町並びに関係者の皆様に、深くお詫び申し上げます。